

令和4年第1回定例会（3月10日召集）

○質問 餌取秀信議員「鐘乳洞グリーンパークの利活用について」

当麻町と言えば「鐘乳洞がある町」とよく言われます、しかし、その当麻鐘乳洞も年々来洞者数は減少しており、鐘乳洞単体では利用者数増を目指すのが困難である状況です。

付随するフィールドとして現在は利用者が低迷している鐘乳洞グリーンパークがあります、そのグリーンパークを利活用し地域の活性化に繋げてはどうかと考えます。

とうま振興公社が中心となり2016年8月と2017年5月にプロガイドの方に依頼しグリーンパーク内の植生調査を実施し、植物のリストを作成しています。また、リスク調査や活用に関するメリット、デメリットなども検討し資料として残しています。

現状、グリーンパークが活用されていない最大の要因は「クマの出没」にあると考えます、整備事業の一覧を見ると森の中にクマが好んで食べるハスカップやグミなどを植樹しており、クマを誘引している可能性もあると思われます。数年前には、鐘乳洞ゲート入口に植えてあったスモモに子熊が執着した事でスモモの木を伐採した事例もあります。

予算を投じて林道の草刈や、崩れた林道の整備をしている状況ですが、実際にはグリーンパークの活用はありません。改めてグリーンパークを管理する当町が予算を有効に活用し、利活用により地域振興に繋げて行ければと考えますが町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

餌取議員のご質問にお答えします。

鐘乳洞グリーンパークは、自然との触れ合いを活かした当麻鐘乳洞周辺の整備として、北海道の生活環境保全林事業により昭和56年から3年かけて造成された保健保安林です。

さて、ご質問のとおり、グリーンパーク内にある果実は、熊の誘引理由の一つではありますが、果樹が多く植栽されている収穫の森は、グリーンパークの魅力の一つであり、これを楽しみにしている散策者も少なからずおりますので、果樹の伐採はせずに対策したいと考えております。

具体的には、とうま振興公社によるフィールド調査においてもリスクマネジメントの一つとしてあげられております、熊よけの吊り鐘や、利用者への注意喚起看板の設置などにより、熊との遭遇リスクを減らせるよう検討してまいります。

また、グリーンパークの利用が低迷している要因の一つとして、身近な娯楽が増えたことにより、子供を連れてなど、山へ散策に行くという機運が、昔に比べ低下していることが考えられます。鐘乳洞への来洞者が立ち寄りやすくなるような案内看板を設置するなど、今一度、利用促進の方策について検討を進めていきたいと考えております。

そのほか、林業家の研修場所としてグリーンパークが利用できないかとの問い合わせもあり、多角的な活用の検討を進めておりますので、ご理解願います。

○質問 上杉達則議員「転作田から水田への復元について」

「水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書」を先の当麻町議会の臨時会において議員総意をもって可決し、国に提出したところでありますが、国は今年から多年生牧草で収穫だけを行う年は10a/10,000円となり、現行の10a/35,000円から大きく減額され、農業所得は、米価の下落に加えて大きな減収になります。

今後5年間、一度も水稻を作付けしない水田は交付対象にしない方針なので、関係する農家は激変の危機感を募らせている状況であります。

既に、輪作が可能な地域もありますが山間地など水資源確保に苦慮する農家にとりましては、土地改良区の施設の整備をはじめ、保水力強化の観点から基盤整備は必須要件で、安定した水田農業を守る上では相当の労力と経費が掛かると予想されます。

そこで、農家それぞれ、考えが違いますが丁寧に調査、聞き取りを行い、水田復元に意欲のある方には支援策を講ずる必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

上杉議員のご質問にお答えします。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、牧草への交付単価の減額や、今後5年間において水稻の作付けを1度も行わない場合にその圃場を交付対象外とするなど、コロナ禍による不安定な社会情勢の中、農業経営に大きな影響を与える見直しであり、当麻町議会としても先般の町議会臨時会において意見書を採択いただき、国に提出されたところであります。

さて、議員ご指摘の基盤整備の必要性でございますが、令和4年度をもって農地整備事業当麻北地区が完了を迎えます。今回の見直しの影響を直接受ける圃場の多くは、従来から耕作条件が悪く水稻の作付けに不向きなことから転作作物の作付けが定着していると認識しております。米の需要量が年々減少する状況の中、今後については生産者はもとより、農協、土地改良区など関係機関と課題解決に向けて協議のもと進めていくことが重要であると考えております。

また、農業所得の向上については、当麻農業がこれまでも進めてきました「水稻+施設園芸」の複合経営を更に推進してまいりますのでご理解願います。

○質問 西川泰弘議員「当麻町市街地道道の除排雪改善について」

町市街地には、道道が道道当麻比布線、道道当麻停車場線、道道愛別当麻旭川線の3路線が走っており、3路線とも市街地の主要幹線路線であり、交通量が多く、路線バスの運行区間であるとともに町民の主要な生活路線・小中学生等の通学路として利用されております。

しかし、冬期間の除排雪については時期が遅く、道幅が狭くなることで、乗用車同士の対面通行が出来ない状況が起きており、また、路肩の雪山が高くなり、歩行者の姿が見えなくなるなど、交通安全上極めて危険な状態に陥っていると思われまます。

道道の除排雪は北海道の管轄であり上川総合振興局旭川建設管理部の除排雪計画に従って実施さ

れている事業であることから、町としても今まで除排雪の適期実施を要望されていると思いますが、交通安全上等の観点からも、再度、強く要望すべきと思います。

加えて、今後の市街地道道の除排雪改善に向け、本町と上川総合振興局による「当麻町における道路除排雪に関する協定」を締結するなど、道道と町道で連携した除排雪体制の確立を図っていく取組みを検討してはと思いますが、町長のお考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

道路の除排雪作業は、冬季における住民生活と交通を確保するため各道路管理者が実施しており、町内では国道を旭川開発建設部、道道を旭川建設管理部、町道は本町が除排雪を実施しているところであります。

議員ご指摘のとおり、本町市街地の主要道路は、道道を中心に構成されており、町民の生活に重要な路線と捉えております。

道道の除排雪につきましては、道路状況に応じ適時排雪の要望をしておりますが、全国的な課題となっております車輛オペレーター不足の影響もあり、排雪作業に遅れが生じているとのことであります。

ご提案のありました北海道との「道路除排雪に関する協定締結」につきましては、過去に北海道と町が相互協力のもと、道道とその道道に接続する町道の排雪作業を共同で実施していた経緯がございましたが、事故等が発生した場合、責任の所在が不明確であったことから現在の単独実施に至っております。

また、本町の除雪体制において、道道の除排雪作業を実施する余力が無いこともご理解いただきたいと存じます。

町としましては、道道の堆雪状況を常に把握し、早い時期に排雪作業を行っていただけるよう引き続き要望してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○質問 西川議員「コロナ禍及び燃料・原材料高騰等に伴う商工会員に対する支援について」

長引くコロナ感染予防対策に伴い、町からは商工会員及び商工事業者等へ各種支援事業を実施いただいております。この事により事業者の経営持続・安定に繋がっているものと敬意を表する次第であります。

しかしながら、昨年10月から続いている燃料・原材料等の高騰及び今年に入ってからのおミクロン株急増によるコロナ感染拡大が、町内商工事業全体に深刻な打撃を与えており、未だ収束の兆しが見通せない状況にあります。

このため、商工会員は長引く経済活動の停滞が経営の圧迫及び今後の事業継続等に不安を抱えている状況にあると思われまます。

このような状況から、商工会では収束の見えないコロナ禍並びに燃料・原材料等高騰の現状を受け、商工会員の精神・経済両面の支援として新年度も商工会費免除を検討しているとのことであり

ます。

町としても、今後とも商工会員がコロナ禍及び燃料・原材料高騰等に負けず、希望をもって経営に取り組んでいけるよう、商工会費免除事業への支援を実施されてはと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

本町では、長引くコロナ禍による事業者への影響を考慮し、当麻町商工会の要望を得て、令和2年度と3年度に商工会員の会費免除に係る商工会への支援を実施しております。

昨年10月から続いております燃料・原材料等の高騰につきましては、国による原油価格高騰に対する緊急対策や、北海道における中小企業総合振興資金による融資等もございますので、町としては、コロナ感染症の影響で経済活動の停滞が余儀なくされた場合に支援したいと考えており、令和4年度当初予算では、会費免除の支援は予定しておりませんでした。

しかし、1月27日から始まったまん延防止等重点措置も2度目の延長となったことから、町としても商工会が行う会費免除事業へ支援を実施するべく、第2回町議会臨時会で補正予算を上程してまいりたいと存じます。

○質問 加藤 功議員「地球温暖化対策について」

地球温暖化による気候変動は、これまで経験したことがない豪雨、台風、猛暑などきわめて深刻です。

国は2050年まで緊急にCO₂（二酸化炭素）の大幅な削減を求めています。脱炭素にむけ当麻町は「ゼロカーボンシティ」の宣言を打ち出したことは時宜にかなっていると思います。脱炭素化にむけて、公共施設、学校、住宅、小規模工場の屋根、耕作放棄地などに太陽光パネルを設置し、その電力を利用することは、地域に新しい雇用を創出し、地域経済を活性化し、新たな技術の開発など、持続可能な成長の大きな可能性を持っています。

国からの要請もある、脱炭素事業をすすめる、地球温暖化対策実行計画をいつ頃を目途に策定されるのか町長に伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

本町は、平成25年度より住宅用太陽光発電システム設置補助金、平成29年度より住宅用木質燃料ストーブ等設置補助金を設け、平成30年度より役場庁舎の暖房設備に木質バイオマスボイラーの導入を行い、地球温暖化対策の取り組みを行ってきております。

この度、政府の2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す宣言を受け、本町も、3月2日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会に向

けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明いたしたところでございます。

ご質問の「地球温暖化対策実行計画」につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画で、事務事業編と区域施策編の2種類でございます。

事務事業編は、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画で、令和5年度から9年度までの計画を令和4年度中に作成する予定でございます。

また、区域施策編は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画で、こちらの計画は令和5年度以降に作成を予定しており、いずれも、国や道の計画と整合性をとりながら進めてまいりたいと考えております。